

誤送付・抽出誤り等一連の事務処理誤りに関するご指摘と対応(案)

1. 今回の事案について

(1) 基本認識

【ご指摘】

○今回事案の発生は、委託先だけの問題ではない。

【対応の考え方】

○単なる委託先のミスではないと深刻に受けとめており、調査対象施設の関係者の方々にご迷惑をおかけしたことをお詫びする。

○既に調査票が配布された、次の医療機関等の関係者の方々に対しては、実地に赴き、お詫びを行う。

- ・調査票発送対象外の医療機関等
- ・調査協力を辞退された要事前連絡の医療機関等

(2) 委託先に対する管理体制

【ご指摘】

○委託先に業務を「丸投げ」しているのではないか。

○単純ミスを行う委託先の作成するデータは信頼できない。

【対応の考え方】

○従前の連絡調整・確認体制に加え、適時、節目に厚生労働省職員が実地に委託先に赴き、実施状況を確認しながら管理を実施する。

○委託先の事務処理体制が、次の点について、改善されているか、厚生労働省職員による実地確認を行う。

(確認ポイント)

- ・責任体制・役割分担の明確化
- ・文書による指示の徹底
- ・ダブルチェック、上長によるチェックの徹底
- ・再委託先選定のチェック・管理の徹底

○中医協において、前回の委託業務のデータ作成・処理状況について検証を行う。

(3) 責任

【ご指摘】

○厚生労働省や委託先の責任を明らかにすべきではないか。

【対応の考え方】

○中医協委員の協力を得て、今回の事案に対する原因究明及び再発防止の観点を併せて検証を行う。

2. 今後の再発防止について

(1) 医療課における対応

①既に委託している業務

- ・上記1.(2)の「確認ポイント」について点検を実施。
- ・今回の委託先については、厚生労働省と共同で点検を実施。
- ・他の委託先については、自主点検の上、報告を求める。

②今後実施予定の業務

- ・入札手続における企画提案書の審査時に、過去の事務処理誤りの有無及び対応・改善の方策・内容をチェック。
- ・契約書に、事務処理誤り等発生時の対応を定める。

(2) 省内への情報提供

○厚生労働省内の他部局が実施する調査について、今回の誤送付等一連の事務処理誤りの発生に関する情報提供を行う。